

**平成25年度第2回  
函館市国民健康保険運営協議会**

**(1)報告事項**

**平成26年度函館市国民健康保険事業  
特別会計予算(案)の概要について**

**(2)その他**

**(1) 報告事項**

**平成26年度函館市国民健康保険事業  
特別会計予算（案）の概要について**

# 平成26年度に予定される 国民健康保険制度の改正内容

## 1 低所得者に係る国民健康保険料軽減措置の拡充 (平成26年4月)

### 法定軽減(5割・2割軽減)の拡充

#### ○軽減判定基準所得金額

5割軽減	現行	33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主)以下
	改正後	33万円+24.5万円×被保険者数以下
2割軽減	現行	33万円+35万円×被保険者数以下
	改正後	33万円+45万円×被保険者数以下

## ○世帯人員別軽減判定基準所得金額

(現行)

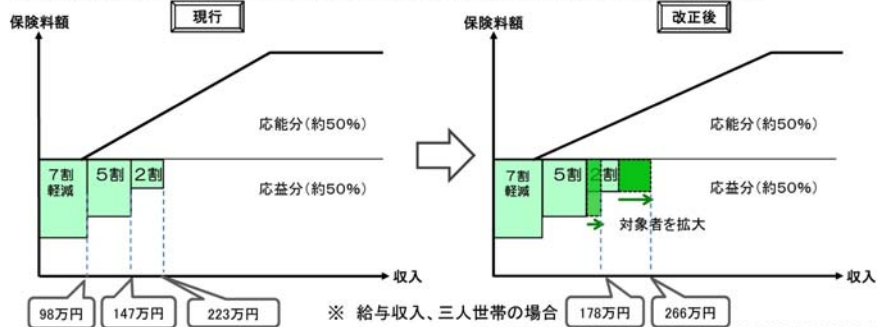
(改正後)

減免区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯		1人世帯	2人世帯	3人世帯
7割軽減	33万円	33万円	33万円	→	33万円	33万円	33万円
5割軽減	—	57.5万円	82万円		57.5万円	82万円	106.5万円
2割軽減	68万円	103万円	138万円		78万円	123万円	168万円

## 国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○ 国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を合計約500万人拡大する。

<国民健康保険制度の場合> ※さらに保険料が軽減される者 約400万人(平成26年度所要額(公費):約490億円)



《具体的な内容》

① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)

② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-一世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)

<後期高齢者医療制度の場合> ※さらに保険料が軽減される者 約110万人(平成26年度所要額(公費):約130億円)  
後期高齢者医療制度においても同様の見直しを行う

## 2 70～74歳の患者負担特例措置の見直し (平成26年4月)

特例措置により1割に据え置かれていた70歳から74歳までの患者負担を、段階的に、本来の2割へ戻します。

〈具体例〉

誕生日	平成26年4月診療分	平成26年5月診療分
昭和19年3月31日以前	1割	1割
昭和19年4月1日	1割	1割
昭和19年4月2日から 昭和19年5月1日まで	3割	2割



## 3 高額療養費制度の見直し (平成27年1月)

高額療養費の自己負担限度額は、平成27年1月より所得区分が細分化されて、下記のように変更になる予定です。

(70歳未満・3回目まで)

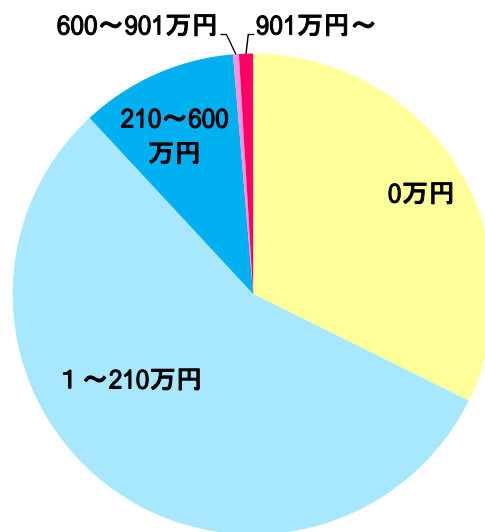
区分	現行		改正後	
	所得基準	自己負担限度額 (月額)	所得基準	自己負担限度額 (月額)
上位所得者	600万円超	150,000円+ (医療費-500,000円) × 1%	901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%
			600万円 ~901万円	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%
一般所得者	600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	210万円 ~600万円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%
			210万円以下	57,600円
低所得者	住民税非課税	35,400円	住民税非課税	35,400円

## 医療費が100万円かった場合の窓口負担額

(70歳未満・3回目まで)

区分	現行		改正後	
	所得基準	自己負担限度額	所得基準	自己負担限度額
上位所得者	600万円超	155,000円	901万円超	254,180円
			600万円 ～901万円	171,820円
一般所得者	600万円以下	87,430円	210万円 ～600万円	87,430円
			210万円以下	57,600円
低所得者	住民税非課税	35,400円	住民税非課税	35,400円

## 所得区分ごとの構成

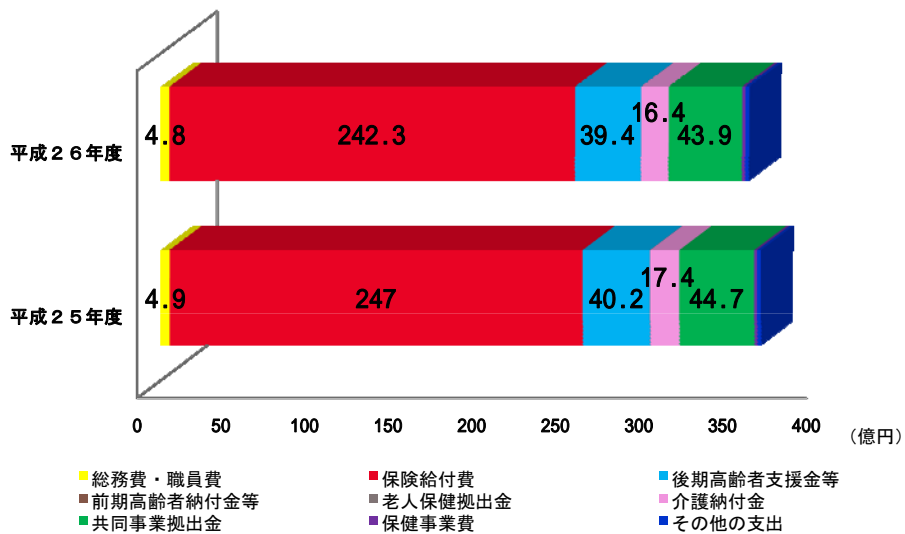


#### 4 国民健康保険料賦課限度額の改定

(平成26年4月)

	国		函館市	
	現行	改定(予定)	現行	改定(予定)
基礎(医療給付費)分	51万円	51万円	50万円	51万円
後期高齢者支援金等分	14万円	16万円	14万円	16万円
介護納付金分	12万円	14万円	12万円	14万円
合計	77万円	81万円	76万円	81万円

#### 平成26年度予算(案) 歳出予算 351.2億円(対前年 7.2億円減)



## 平成26年度 新規事業等について

### 資格適用適正化対策事業

- ・ 保険資格の適正な把握, 退職被保険者等への適用

### 収納率向上対策事業

- ・ 徴収対策の強化(初期未納時における催告, 徹底した財産調査および差押執行等)
- ・ 納付環境の整備(ペイジー口座振替受付サービス, 口座振替キャンペーン等)

### 医療費適正化対策事業

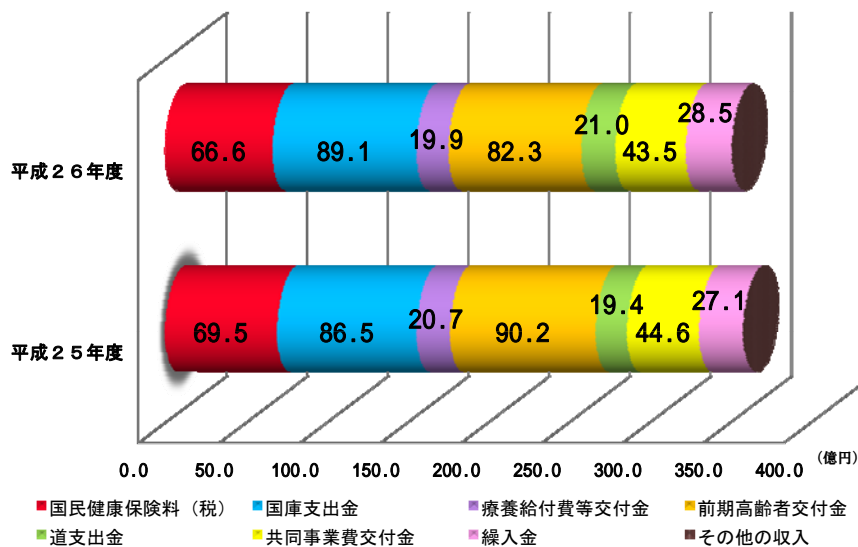
- ・ ジェネリック医薬品の差額通知の拡充(年2回→4回)
- ・ 柔道整復施術療養費に係る患者調査の継続
- ・ レセプト等を活用した医療費分析および事業計画の策定

### 保健事業

- ・ 特定健診未受診者に対する個別電話勧奨の強化
- ・ 40歳到達者のオプション検査料の自己負担無料化
- ・ 脳ドック助成事業の定員拡大(350名→360名)

## 平成26年度予算(案)

歳入予算 351.2億円(対前年 7.2億円減)



## 保険料のしくみ

### 国民健康保険料

#### 医療給付費分

・国民健康保険加入者の医療費分の保険料

#### 後期高齢者 支援金等分

・後期高齢者医療制度（75歳以上）への支援分の保険料

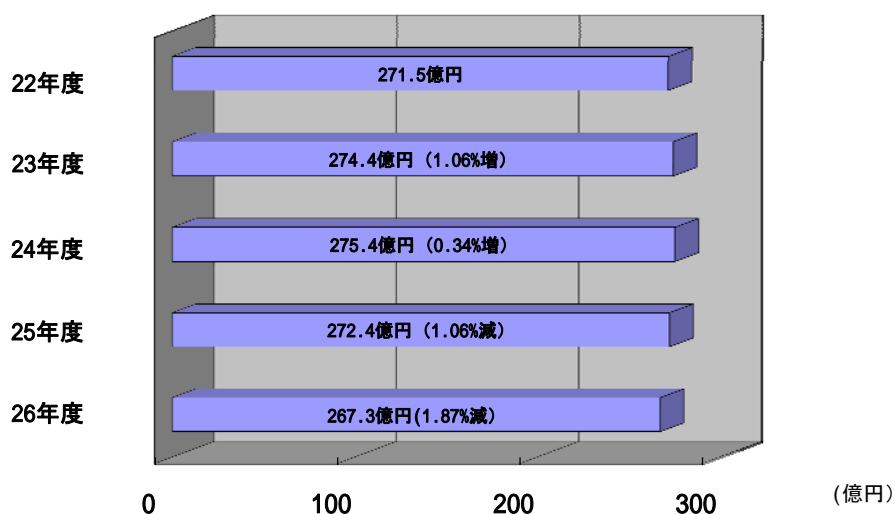
#### 介護納付金分

・介護保険制度への納付分の保険料

※介護納付金分は、40～64歳のみ負担

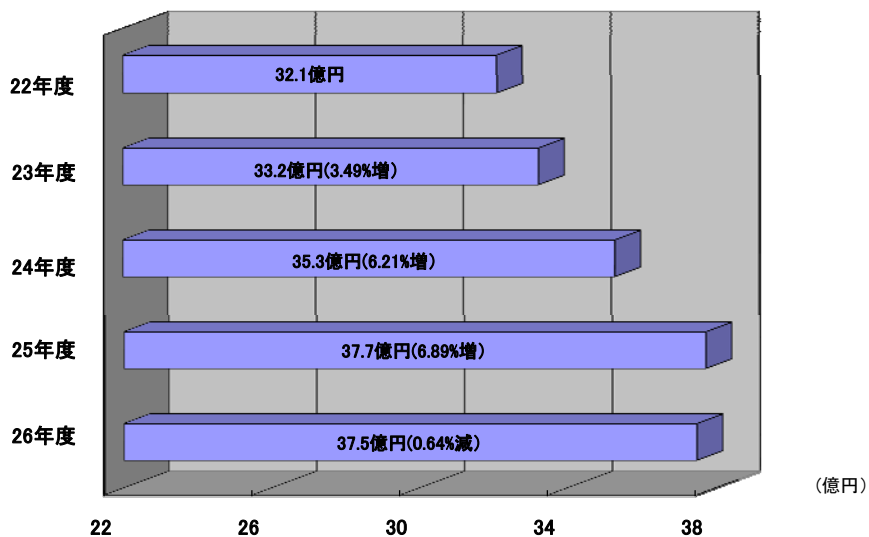
## 医療給付費の推移

26年度医療給付費 267.3億円（対前年1.87%減）

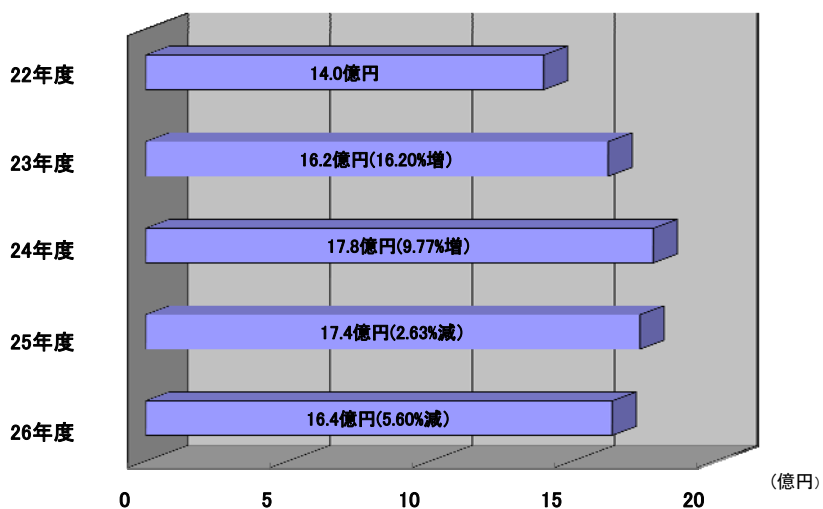




後期高齢者支援金等の推移  
平成26年度予算額 37.5億円(対前年 0.64%減)



介護納付金の推移  
平成26年度予算額 16.4億円(対前年 5.60%減)



## 1人当たり平均保険料

	平成26年度 (予算)	平成25年度 (予算)	伸率
①医療	64,295 円	64,522 円	0.35 %
②後期	22,403 円	22,176 円	1.02 %
①+②	86,698 円	86,698 円	0.00 %
③介護	26,236 円	26,475 円	0.90 %
①+②+③	112,934 円	113,173 円	0.21 %

## 平成26年度 国民健康保険事業の取り組みについて

---

## 1 資格適用適正化対策事業

(1) 保険資格の適正な把握

(2) 退職被保険者等への適用

## 2 収納率向上対策事業

(1) 徴収対策の強化

(2) 納付環境の整備

### 3 医療費適正化対策事業

(1) 後発医薬品の普及促進

(2) 柔道整復施術療養費の適正化

(3) 医療費分析および事業計画の策定

### 4 保健事業

(1) 特定健康診査・保健指導の推進

(2) 脳ドック事業の推進

(2) その他

---